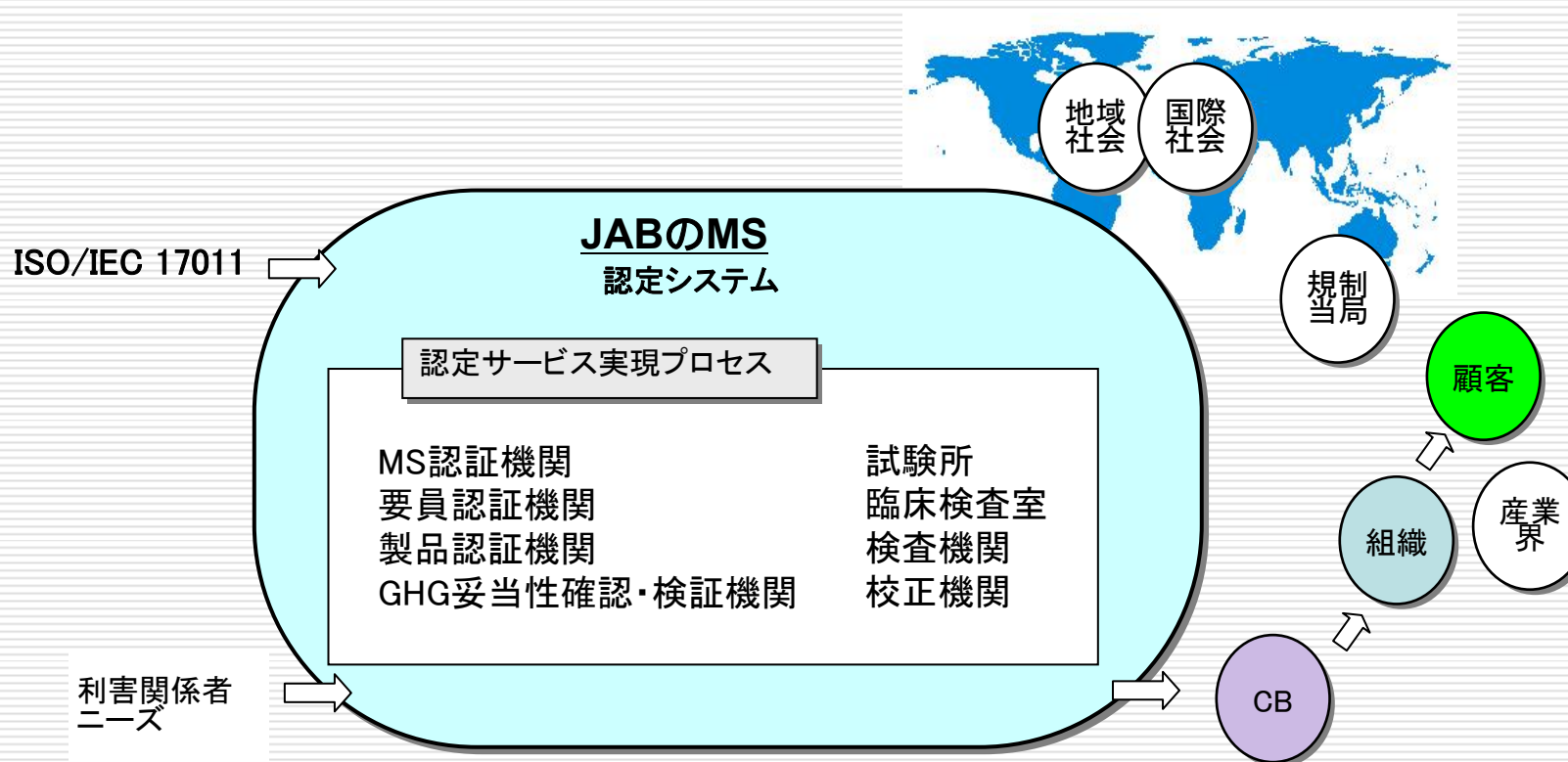




認定基準類の制改定

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JABのマネジメントシステムと認定システム





適合性評価の機能と関連規格

機能 機関	校正・試験	検査	認証									
			QMS	EMS	EnMS	OHSMS	ISMS	FSMS	RTSMS	GHG 妥当性 確認・検証	要員	製品
認定機関が 満たすべき 要件	ISO/IEC 17011											
適合性評価 機関が満た すべき 要件	ISO/IEC 17025	ISO/IEC 17020	ISO/IEC 17021 ISO/IEC TS 17021-3 (QMS) ISO/IEC TS 17021-2 (EMS) ISO/IEC 27006 ISO/TS22003 ISO 50003 (EnMS) ISO/IEC TS 17021-7 (RTSMS)						ISO14065 ISO14064-3 ISO14066	ISO/IEC 17024	ISO/IEC 17065	
適合性評価 の対象とな る機関が用 いる規格	各種校正・ 試験方法 規格	各種 検査方法 規格	ISO 9001	ISO 14001	ISO 50001	OHSAS 18001	ISO 27001	ISO 22000	ISO 39001	ISO14064-1 ISO14064-2	各種技量試 験規格	各種製品規 格

認定基準類の構成

- 認定の基準
 - 一般基準
 - 適合性評価機関の運営に関するJIS、ISO、ガイドなどに記載されているもの(17011 7.1.1)
 - ISO/IEC 17021, 17024, 17065など
 - 個別基準
 - 分野に特有の技術的要求事項を含む認定の要求事項(17011 7.1.2 b)
 - ISO/IEC TS 17021-2,3,7, ISO/TS 22003, ISO/IEC 27006など
- 認定の手順
 - MS/PN/PD/GR 200
 - 特定の分野に対する補足手順
- 認定の規則
 - N401: 認定に関する料金規定
 - N410: 認定シンボル使用規則

IAF/PAC文書

- IAF/PACが、認定・認証スキームの一貫した実施のために発行する文書
- 基準文書(mandatory document)及び参考文書(informative document)
- JABは、内容を変更することなく翻訳し、JAB文書として発行する。あるいは内容を変更することなく、JAB手順に取り込み、参考訳を発行する。



マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準

- ISO/IEC (JIS Q) 17021:2011
 - 現在、ISO/CASCOで改定作業中
 - DIS2投票:2014年8月7日~11月7日
 - ISO/IEC 17021-1と名称変更
 - 改訂発行は、2015年5月
 - JIS発行:2015年8月?
 - 認定の移行期限:規格発行より2年

マネジメントシステム要求事項の改定

ISO 9001

■ DIS投票終了

- 約3000のコメントあり。
- 2014年11月及び2015年2月に会合。

■ 今後の予定

- 2015年7~8月 FDIS発行予定
- 2015年9~10月 IS発行予定
- 2015年12月 JIS発行予定

マネジメントシステム要求事項の改定

- ISO 14001
 - DIS投票: 2014年9~12月
 - FDIS投票: 2015年4~5月
 - IS発行: 2015年6~7月
 - JIS発行: 2015年9月?

マネジメントシステム要求事項の新規開発

ISO45001

■ 労働安全マネジメントシステム-要求事項

ISO14001のように、利用の手引きも附属書として開発される予定

■ 2013年10月より開発開始

■ CD投票

2014年7月~10月

承認されず、DISに進めず。

その他

- 製品認証機関に対する要求事項
 - ISO/IEC (JIS Q) 17065:2012
 - 認定の移行期間:2012年9月15日～2015年9月14日

 - 要員認証機関に対する要求事項
 - ISO/IEC (JIS Q) 17024:2012
 - 認定の移行期間:2012年7月1日～2015年6月30日
-

認定の手順の改定

～MS200/PD200/PN200/GR200

- IAF MD12(JAB N502)への対応
 - IAF MD for Assessment of Certification Activities for Cross Frontier Accreditation
 - 参考訳 JAB N502 - クロスフロンティア認定のための認証活動の審査に関するIAF基準文書

- 事業所の定義の修正
- 国外認定における、事業所の審査に関する記述の修正 (GHG, 要員では新規追加)

認定の手順の改定

～MS200/PD200/PN200/GR200

□ 事業所の定義

- 本部又は主たる事務所
- 所在地や機関との関係に関わらず、認証に関わる1つ又は複数の主要な活動を実施及び/又は管理する事業所。あるいは主要な活動を行う遠隔地要員を管理及び/又は記録を維持する事業所（クリティカルロケーション）
- その他の事業所
所在地や機関との関係に関わらず、主要な活動に該当しない認証活動を実施及び/又は管理、又は主要な活動に該当しない認証活動を行う遠隔地要員を管理する事業所

備考：遠隔地要員とは、機関のために認証活動を行うが、事業所で勤務していない内部又は外部の個人をいう。

主要な活動は以下を含む

MS/GHG	製品	要員
方針の作成	方針の作成及び承認	方針の作成及び承認
プロセス及び/又は手順の開発	プロセス及び/又は手順の開発及び承認	試験員の選定及び指名に対する要求事項を含む、要員認証に関するシステムの運営に必要なプロセス及び手順の開発及び承認
審査要員の初期承認又は審査要員の教育・訓練の管理	技術要員及び下請負者の力量の初期評価及び承認	要員の評価及び認証に関連した申請及び契約上の取決めのレビュー
審査要員の継続的モニタリング	要員及び下請負者の力量及びその結果の監視プロセスの管理	試験及び再認証に関する事項の開発、評価及び維持
契約内容の確認	新規の技術分野又は限定的スポット的活動分野における認証活動のための技術的要求事項の決定を行うこと及び申請書の技術的レビューを含む契約内容の確認	証明書への署名及び証明書の承認を含む、要員認証の決定
審査の計画	評価業務の技術的レビューを含む認証の決定	申請者、候補者、認証された要員及び要員の雇用者並びに認証プロセス及び基準に関する他の関係者から受けた異議申立て及び苦情の解決のための方針、プロセス及び手順の開発及び承認
審査要員の割当		異議申立て及び苦情に関する最終的な決定
サーベイランス又は再認証 審査の管理		
審査の結果のレビュー、承認 及び決定		

認定の手順の改定 ～MS200/PD200/PN200/GR200

事業所の審査

初回審査

- すべてのクリティカルロケーションを審査
- その他の事業所をサンプリングで審査

サーベイランス及び再審査

- すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する
- その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査

認定の手順の改定 ～MS200：新基準の適用

- エネルギーマネジメントシステム
 - ISO 50003:2014
 - Energy management systems – Requirements for bodies providing audit and certification of energy management systems
 - 2014年10月15日発行
 - JIS化：作業中。2015年10月20日？
 - 認定の移行期限：2017年10月14日
 - 認定の移行審査の開始：2015年4月1日

認定の手順の改定～今後の予定 ～MS200

- 認定範囲の拡大
 - アセットMS (ISO 55001)
- CBのパフォーマンス指標
 - IAF MD15への対応(適用日 2016年7月14日)
参考訳 JAB MS507- MS認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関するIAF基準文書
- 認証審査への立会
 - IAF MD17への対応(適用日 2018年1月7日)
Witnessing Activities for the Accreditation of MS CBs
参考訳 JAB NS508- MS認証機関の認定のための立会い活動に関するIAF基準文書

認定の手順～今後の改定(予定) ～MS200 ～CBのパフォーマンス指標

□ 概要

- MS認証機関に対し、少なくとも年に1回、「指標」の報告を求める。
- 認定機関は、報告された情報を分析し、サーベイランス活動へのインプットとする。

□ 「指標」

- 12月末日における認定された認証の数
- 審査員数
- 受け入れた認証の移転数
- 実施が遅れている審査の数
- 投入された審査工数

認定の手順～今後の改定(予定) ～MS200 ～認証審査への立会

IAF MD17の概要

- MS/CBに対して行う認証審査への立会に関して規定
- 認定範囲におけるCBの能力を網羅的に評価するために、立会を効果的に行う

立会に関する規定

- CBの能力を確認するためのメカニズム
 - 事務所審査
 - 認証審査への立会
 - その他

認定の手順～今後の改定(予定) ～MS200 ～ 認証審査への立会

□ 立会に関する規定

- 立会数、立会先を決定するための要素
- 立会拒否の場合の処置
- 立会における認定審査員
- 立会におけるサンプリング方法

認定の手順～今後の改定(予定) ～MS200 ～ 認証審査への立会

- 立会におけるサンプリング方法
 - QMS/EMSの39分類をクラスターに分類
 - クラスター毎に重要コード(critical code)を設定
 - 立会を含めたメカニズムを利用し、認定周期中に認定範囲全体にわたり、CBの能力を評価する。
 - これが不可能な場合は、認定範囲を縮小する。
 - 1回めの認定周期で、各クラスターに対して少なくとも1回の立会を行う。
 - 2認定周期にわたりCBの能力が実証された場合、立会の頻度を減らすことができる。